

## カジノ管理委員会第1回会議の開催状況

### 第1 日時、場所及び出席者

#### 1 日時

令和2年1月10日 13時00分～13時45分

#### 2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

#### 3 出席者

北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員、徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、堀監督調査部長、高田総務課長（議事担当課）

### 第2 要旨

#### 1 議決事項

##### (1) カジノ管理委員会議事運営規程(案)について

総務企画部長より、「カジノ管理委員会議事運営規程(案)」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

##### (2) カジノ管理委員会委員長代理の決定(案)について

総務企画部長より、氏兼委員を委員長代理とする旨の「カジノ管理委員会委員長代理の決定(案)」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

##### (3) カジノ管理委員会事務局の内部組織に関する訓令(案)等について

総務企画部長より、「カジノ管理委員会事務局の内部組織に関する訓令(案)等」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

その際、樋口委員より、「訓令の名義及び根拠規定は何か。訓令の中にカジノ管理委員会特有の規程はあるのか」との質問があり、事務局長より、「訓令は内閣府設置法により委員会が制定するもの。訓令の中には、例えば、「カジノ管理委員会の内部組織に関する訓令(案)」では、他の組織にはあまり例のない監察官の補助組織である監察官補佐を設置することなどを定めており、事務局組織の一つの特徴である」旨の説明があった。

##### (4) カジノ管理委員会行政文書管理規則(案)について

総務企画部長より、「カジノ管理委員会行政文書管理規則(案)」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

その際、樋口委員より、公文書管理委員会との事前協議における指摘事項について質問があり、総務企画部長より、「第30条において、当初の案では「法律若しくは

これに基づく命令又は訓令の規定」としていたが、同委員会から、想定される訓令がないのであれば「又は訓令」の文言は不要との指摘があり、そのとおり修正した」旨の説明があった。

## 2 その他の案件

### (1) 令和2年度カジノ管理委員会予算(案)の概要等について

総務企画部長より、「令和2年度カジノ管理委員会予算(案)の概要等」について報告があった。

その際、委員長より、入退場管理システムの内容について質問があり、事務局長より、「入退場管理システムは、IR整備法で定める入場回数制限を具体的に運用するためのシステムを想定している」旨の説明があった。

また、樋口委員より、「予算案の内容は、委員会の運営やカジノ規制の実効性の確保に十分なものか」との質問があり、事務局長より、「政府内での精査・査定の結果、減額されたものはあるが、事業自体が認められなかったものはない」旨の説明があった。

氏兼委員より、「今回の予算案については報告案件が良いと思うが、議決案件及び報告案件の対象が何かをできるだけ明確にすべきではないか」、樋口委員より、「議決の対象ではなくとも、カジノ管理委員会の実効性に直接又は間接的に関わるような案件については、委員会の議論に供すべきものもあるのではないか」との指摘があり、議決案件等の整理について事務局で検討することとなった。

樋口委員より、背面調査システムの構想について質問があり、総務課長より、「他のシステムから隔離したもので、背面調査に利用する秘匿性の高い膨大な情報を扱うシステムとなる」旨の説明があった。

渡委員より、「依存防止対策を議論していく中で、入退場システムの開発予算で対応していくことは可能なのか」との質問があり、総務企画部長より、「不足のないよう要求している」旨の説明があった。

遠藤委員より、委託調査費の想定について質問があり、総務企画部長より、「当委員会規則を制定するための海外事例の研究等に活用することを想定している」旨の説明があった。

以上